

産商商第251号

平成15年12月19日

株式会社平和堂

代表取締役 夏原平和様

京都市長 榊本頼兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年4月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ醍醐

京都市伏見区醍醐高畑町1 - 37

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

店舗周辺路上で見受けられる違法駐輪及び店舗東側道路における短時間駐車等の違法駐車については、歩行者等の通行の妨げとならないよう、周辺路上における違法駐輪及び違法駐車対策の強化を図られることが望まれます。

また、荷さばき車両が歩道を跨って停車している場合があるため、運転手に対する指導の徹底を図るなどの適切な対応が望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況・既存の問題点等）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域に立地しており、北側に道路を隔てて京都市立醍醐西小学校、東側に道路を隔てて共同住宅、南側には低層住宅が立地しているほか、西側には、京都外環状線を隔てて商業施設が立地している。

現在、来店客のものとは特定できないが、店舗周辺路上での違法駐輪及び店舗東側道路における違法駐車が見受けられるほか、荷さばきにおいて、荷さばき車両が歩道を跨って停車している場合がある。

また、平成15年5月21日から既に閉店時刻を午後9時に変更している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、荷さばき作業時間帯の変更がないことの確認、荷さばき車両の道路上での待機、来店客の店舗周辺での一時駐車及び室外機等から発生する騒音に対する苦情、店舗周辺での違法駐輪における対策に関する要望などの質疑が交わされた。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足は生じないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、営業実績及び予測から現在の容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が27.5%であり、変更に伴う等価騒音レベルが1.14 d Bと上昇するものの、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗周辺路上で見受けられる違法駐輪及び店舗東側道路における短時間駐車等の違法駐車については、歩行者等の通行の妨げとならないよう、周辺路上における違法駐輪及び違法駐車対策の強化を図られることが望まれる。

また、荷さばき車両が歩道を跨って停車している場合があるため、運転手に対する指導の徹底を図るなどの適切な対応が望まれる。